

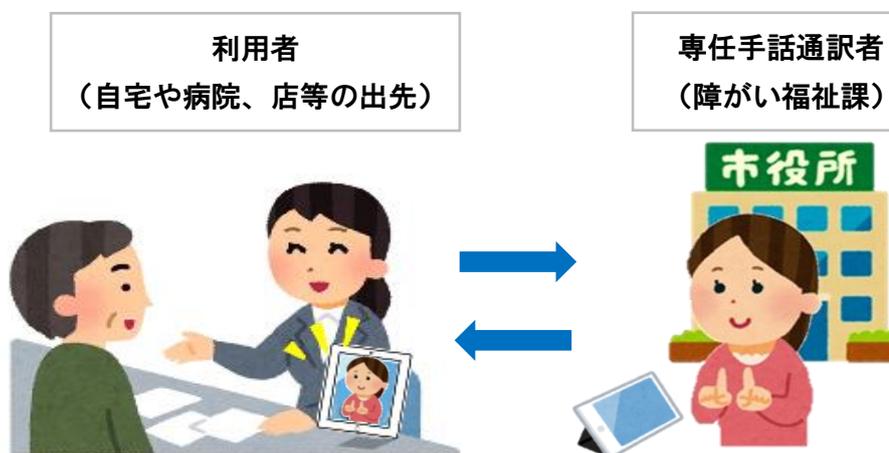
遠隔手話通訳サービスを始めます

佐世保市では、令和3年6月1日から、タブレット端末を使ったビデオ通話（LINE）での遠隔手話通訳サービスを開始します。

利用方法

ご利用の際は事前登録が必要です。

スマートフォンまたはタブレットをご持参のうえ、佐世保市役所障がい福祉課窓口へお越しください。利用規約に同意のうえ、同意書に必要事項を記入いただきます。



利用対象者

市内在住の手話通訳を必要とする聴覚障がい者等

利用時間

午前8時30分から午後5時15分まで（市役所開庁日のみ）

利用料

無料 ※ただし、利用者が使用するスマートフォン等の通信料は利用者負担となります

お問い合わせ

佐世保市役所 保健福祉部 障がい福祉課

TEL：0956-24-1111（内線5104） FAX：0956-25-2281

E-mail：syuwa@city.sasebo.lg.jp